

A I 技術活用加速化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 A I 技術活用加速化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は、県内企業の競争力強化に向けた生産性の向上や技術の高度化を図ることを目的として、県内にGPUデータセンターの拠点を有する事業者のクラウドサービスによるA I 技術を活用した県内企業の事業展開等を支援する補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有する企業であること。
- (2) 県内にGPUデータセンターの拠点を有する事業者のクラウドサービスを活用(別表の補助対象経費一覧(注2)に規定)した実施計画を有していること。
- (3) 実施計画に定めるA I 技術を活用した事業展開等の実施拠点が県内にあること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、県内にGPUデータセンターの拠点を有する事業者のクラウドサービスを活用し、A I 技術等に関連する事業展開等により、生産性の向上や技術の高度化を高めることが見込めるものとし、知事が適当と認めるものでなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業を実施するために必要な経費(以下「補助対象事業に要する経費」)のうち消費税及び地方消費税を除く金額であって、別表の補助対象経費一覧に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する「中小企業者」であり、みなし大企業を含む。)補助対象経費の4分の3以内で、各年度200万円以上500万円以下とする。

- (2) 大企業

補助対象経費の3分の2以内で、各年度200万円以上500万円以下とする。

2 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助金交付決定日から当該年度の2月末までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める申請期間内に補助金交付申請書(様式第1号)に、知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

ならない。

- 2 同一の補助対象事業に対する補助金の交付の申請は、最長2年度までとする。
- 3 令和7年度に、A I 技術活用研究開発加速化支援事業費補助金の初年度目の交付決定を受けた者は、次年度において当該補助金の2年度目の交付を申請することができる。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、A I 技術活用加速化支援事業費補助金審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更等)

第10条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の配分の変更を、別表の経費区分欄の区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量・規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助対象事業の細部の変更を行う場合を除く。

- 2 知事は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の遅延等の報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助対象事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第13条 補助対象事業者は、原則として、8月末現在及び12月末現在における補助対象事業の遂行状況について、補助対象事業遂行状況報告書(様式第6号)及びその他概

要の分かる資料を翌月15日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

(実績報告書の提出)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は第11条の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに補助対象事業実績報告書（様式第7号）に、知事が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式第9号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助対象の要件である県内にGPUデータセンターの拠点を有する事業者のクラウドサービスを活用しないとき、又は利活用する意思が認められないとき。
- (4) 補助対象事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (5) 補助対象事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
- (6) 補助金を目的外に使用したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第20条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円（消費税及び地方消費税を含めない。）を超える機械装置、工具器具又は構築物とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助対象事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

(成果の事業化)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の成果の事業化に努めるものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の完了した日の属する補助対象事業者の事業年度の終了後5年間、各事業年度終了後速やかに当該補助対象事業に係る過去1年間の事業化の状況について、事業化状況報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る補助対象事業者の事業年度の終了後3年間保存しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、補助対象事業者が2年度間にわたり補助対象事業を行ったときは、第2年度の補助対象事業の完了した日の属する補助対象事業者の事業年度の終了後5年間を事業化状況報告書の提出期間とする。

(産業財産権に関する届出等)

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権」という。）を補助対象事業年度又は補助対象事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権に関する届出書（様式第11号）により、知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第24条 知事は、事業化状況報告書又は産業財産権に関する届出書により、補助対象事業者に当該補助対象事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助対象事業の成果の他への利益供与による収益が生じたと認めるときは、当該補助対象事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(成果の発表)

第25条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助対象事業者に成果を発表させることができる。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第26条 第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第22条及び第23条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行し、同日以降に交付の申請をする補助金から適用する。

別表（第5条関係）

A I 技術活用加速化支援事業 補助対象経費一覧

経費区分	補助対象経費	内 容
開発費	製品・サービス開発費	原材料費、消耗品費、機械装置・工具器具又は構築物の購入・製造・建造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、クラウドサービス利用料、外注費
	技術指導受入費	開発等に当たり、技術指導を受ける場合に要する経費
	産業財産権取得導入費	産業財産権（外国産業財産権を含む）の取得・導入に要する経費（特許庁（外国特許庁を含む）に納入する経費、訴訟に係る経費等は対象外）
直接人件費	直接人件費	開発等に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費
委託費	委託費	開発等に関する委託経費及び開発等の一部を委託する経費
事務雑費	事務費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費
	旅費	技術指導を受ける場合等の専門家等旅費、従業者旅費
	その他の経費	前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(注1) 各経費には、当該経費に係る消費税及び特別地方消費税を含めない。

(注2) 県内にGPUデータセンターの拠点を有する事業者が提供するクラウドサービスの活用については、①月額課金契約に基づく支払実績のある利用、②従量課金契約に基づく支払実績のある利用、③ポイント購入制度による購入及び使用実績のある利用、④産業技術センターと締結した受託研究契約に基づく利用、を対象とする。